

下関市告示第330号
平成23年3月28日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定する。

下関市長 中尾 友昭

指定番号	所在地	埋立地の区分
3	下関市菊川町大字久野字八ヶ久保 1337番地 他	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令（昭和46年政令第300号） 第13条の2第1号の埋立地